

HOME MEMO

水道便利帳



安全・安心と良心を いつでもお客様のもとへ

私たちは、未来に続く命を育んでいくため、安全・安心・
真心のこもったサービスを、水道水という商品に乗せて
たゆむことなく、みなさまのお手元にお届けします。



川口市上下水道局キャラクター
「みず太郎」

メモ欄

川口市上下水道局 ホームページアドレス
<https://www.water-kawaguchi.jp/>



1 水道の使用を開始(中止)するときは

引越しなどで、水道の使用を開始（中止）するときは、必ず次の①②③いずれかの方法で水道使用（中止）の届出が必要になります。水道を使用（中止）する3日前までに必ず川口市上下水道局お客様センターにご連絡ください。

※6ヶ月以上使用中止されているメーターは、外してある場合もありますので、早めにご連絡ください。

①「給水申込書兼口座振替依頼書」によるお届け

入居先に「給水申込書兼口座振替依頼書」が備えつけてある場合は、必要事項をご記入のうえ、「川口市上下水道局お客様センター」の返信用封筒にて、郵送のお申し込みとなります。

②電話によるお届け

ご住所・お名前・電話番号・使用開始日等を川口市上下水道局お客様センターまでお電話して頂き、お申し込みとなります。

川口市上下水道局お客様センター
電話：048-250-3871 FAX：048-252-5156
受付時間：平日8時30分から19時まで、土日9時から17時まで
※祝日及び12月29日から1月3日はお休みとなります。



③インターネットによるお届け

埼玉県及び県内の市町村で共同利用する「電子申請・届出サービス」をご利用して頂き、お申し込みとなります。

電子申請・届出サービス

検索	川口市	水道	電子申請
----	-----	----	------

QRコードは
こちら→



2 使用者の名義が変わるときは

ご契約の名義を変更したいとき、納入通知書の送付先を変更したいときなどは、上下水道局お客様センターへご連絡ください。

3 その他変更があるとき

共同住宅などで使用世帯数が変わるときなどは、上下水道局お客様センターへご連絡ください。

お知らせ

使用中のご連絡にご注意ください

使用中のご連絡がないと、水をご使用されていなくても基本料金がかかりますので、忘れずに中止のご連絡をお願いします。

使用中している水道を使うときにもご連絡を

清掃、内装工事等で水道を一時的に使用する場合も、必ず開始申込み及び中止をご連絡ください。

再使用時の出水不良にご注意ください

再度、水道を使用するときは、使用開始のお申込みをしてください。
水道の再使用時に出水不良等が生じることがあります。その場合、メーター等の中止により使用していない期間が1年を経過した場合はお客様の負担で修理することになりますのでご注意ください。

上下水道局職員を装った訪問にご注意ください！

上下水道局職員を装ったり、上下水道局からの依頼を受けたように思わせる悪質な勧誘が発生しています。
上下水道局職員や受託業者がメーター交換などで家庭を訪問する場合は、必ず身分証明書を携帯しています。
不審に思われた時は、提示を求めるか、上下水道局までご連絡ください。

- 戸別訪問による水質検査
- 水道管や下水道管の洗浄を勧める
- 浄水器などの器具の販売
- お客様からの依頼のない点検
- 電話などでの調査やあっせん



十分ご注意ください

4 水道料金のお支払い方法

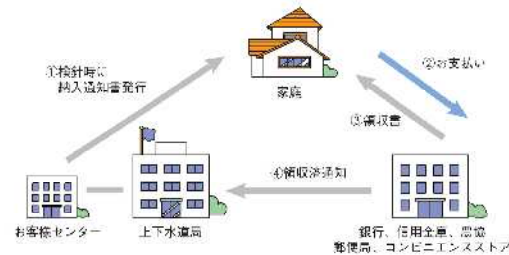
お支払い方法には、次の4通りがあります。

1 納入通知書によるお支払い方法

検針時に発行した上下水道料金納入通知書により、金融機関の本支店及びコンビニエンスストア等にお支払いいただく方法です。
(送付先の指定がある場合、または、納付書を投函できない時は郵送になります。)

2 スマホ決済によるお支払い方法

スマートフォン等に専用のアプリをインストールし、納入通知書に記載されているバーコードを読み取り、電子マネーにより決済を行う方法です。



ご利用可能なサービスは下記QRコードで確認できます。



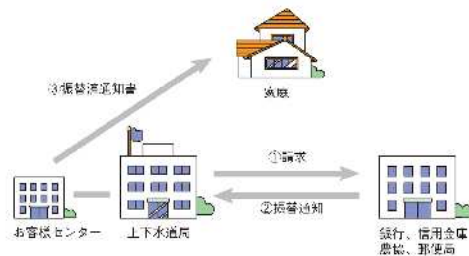
詳細は、上下水道局ホームページ「水道料金・下水道使用料 お支払い方法」をご覧ください。

URL: <https://www.water-kawaguchi.jp/payment0901>



3 口座振替によるお支払い方法

お客様の預(貯)金口座から自動的に水道料金・下水道使用料をお支払いいただく方法です。水道料金を口座振替でお支払いいただくことにより、ご請求の金額から1ヶ月55円(2ヶ月110円)〔税込〕割引いたします。
※納期限(検針月の翌月7日)内に引き落とし出来ない場合は割引されません。
※下水道使用料のみのお支払いには適用されません。



口座振替の申込方法

あなたの預金口座がある別表の金融機関へ

預金通帳とその使用印

上下水道料金納入通知書

を持参のうえ、お申し込みください。

4 クレジットカードによるお支払い方法

お客様のクレジットカードを事前に登録し、継続的にクレジットカードでお支払いいただく方法です。

※お支払い窓口でクレジットカードを提示され、直接お支払いいただく方法ではありません。

以下のマークがあるクレジットカードでお支払いいただけます。



お申込みは下記QRコードをご覧ください。



5 取扱金融機関一覧表・料金表

金融機関 (順不同)
みずほ銀行
三菱UFJ銀行
三井住友銀行
りそな銀行
埼玉りそな銀行
楽天銀行
群馬銀行
足利銀行
武蔵野銀行
八十二銀行
三井住友信託銀行
東和銀行
東京スター銀行
大光銀行
きらぼし銀行
ゆうちょ銀行 (終期までに限る)
埼玉縣信用金庫
川口信用金庫
青木信用金庫
東京信用金庫
城北信用金庫
瀧野川信用金庫
崇鳴信用金庫
中央労働金庫
さいたま農業協同組合

コンビニエンスストア (順不同)
セブン-イレブン
ローソン
ファミリーマート
ミニストップ
ポプラ
生活彩家
くらしハウス
スリーエイト
コミュニティ・ストア
セイコーマート
ハマナスクラブ
デイリーヤマザキ
ニューヤマザキデイリーストア
ヤマザキデイリーストア
ヤマザキスペシャル
パートナーショップ
MMK設置店

※コンビニエンスストアは
販売品に差がある場合があります。

※スマホ決済はP4を参照

料金表 (1か月当り:消費税10%込み)
水道料金

令和3年1月1日現在
(参考)下水道使用料

口径 (mm)	基本料金		従量料金 (1㎡につき)		種別	排除量 (使用水量)	単価 (1㎡につき)
	料金	基本水量	使用水量	料金			
13	1,111円	10㎡ まで	10~20㎡	173.8円	一般 超過 汚水 料金	10㎡まで	975.7円
			21~50㎡	281.8円		11~20㎡	102.3円
20	1,815円	10㎡ まで	51~100㎡	330.0円		21~50㎡	123.2円
			101~200㎡	376.2円		51~100㎡	144.1円
25	2,343円	10㎡ まで	201㎡~	422.4円		101~200㎡	163.9円
30	3,190円	10㎡ まで	1~100㎡	330.0円		201~500㎡	184.8円
40	5,126円	10㎡ まで	101~200㎡	376.2円		501~1000㎡	206.8円
50	13,310円	10㎡ まで	201~500㎡	422.4円		1,001~2,500㎡	228.8円
75	24,948円	10㎡ まで	501~1,000㎡	431.2円		2,501㎡~	253円
100	44,352円	10㎡ まで	1,001㎡~	470.8円		公衆浴場 汚水	1㎡につき 31.8円
150	110,880円	100㎡ まで	101~200㎡	140.8円			
200	217,602円	100㎡ まで	201~500㎡	157.3円			
公衆浴場用	8,668円	100㎡ まで	501㎡~	171.8円	排除量は水道の使用水量と 同じです。		

6 水道料金、下水道使用料早見表（2ヶ月分）

水量 m ³	水道料金			下水道 使用料	水量 m ³	水道料金			下水道 使用料	水量 m ³	水道料金			下水道 使用料
	13mm	20mm	25mm	単位：円		13mm	20mm	25mm	単位：円		13mm	20mm	25mm	単位：円
0~20	2,222	3,630	4,686	1,950	47	7,668	9,076	10,132	4,859	74	15,272	16,680	17,736	8,186
21	2,395	3,803	4,859	2,053	48	7,950	9,358	10,414	4,982	75	15,553	16,961	18,017	8,309
22	2,568	3,976	5,032	2,156	49	8,232	9,640	10,696	5,105	76	15,834	17,242	18,298	8,432
23	2,742	4,150	5,206	2,258	50	8,514	9,922	10,978	5,228	77	16,116	17,524	18,580	8,555
24	2,916	4,324	5,380	2,360	51	8,795	10,203	11,259	5,351	78	16,398	17,806	18,862	8,678
25	3,090	4,498	5,554	2,462	52	9,076	10,484	11,540	5,474	79	16,680	18,088	19,144	8,801
26	3,264	4,672	5,728	2,564	53	9,358	10,766	11,822	5,598	80	16,962	18,370	19,426	8,924
27	3,438	4,846	5,902	2,666	54	9,640	11,048	12,104	5,722	81	17,243	18,651	19,707	9,047
28	3,612	5,020	6,076	2,768	55	9,921	11,329	12,385	5,845	82	17,524	18,932	19,988	9,170
29	3,786	5,194	6,250	2,871	56	10,202	11,610	12,666	5,968	83	17,806	19,214	20,270	9,294
30	3,960	5,368	6,424	2,974	57	10,484	11,892	12,948	6,091	84	18,088	19,496	20,552	9,418
31	4,133	5,541	6,597	3,076	58	10,766	12,174	13,230	6,214	85	18,369	19,777	20,833	9,541
32	4,306	5,714	6,770	3,178	59	11,048	12,456	13,512	6,337	90	19,778	21,186	22,242	10,158
33	4,480	5,888	6,944	3,280	60	11,330	12,738	13,794	6,460	95	21,185	22,593	23,649	10,773
34	4,654	6,062	7,118	3,382	61	11,611	13,019	14,075	6,583	100	22,594	24,002	25,058	11,388
35	4,828	6,236	7,292	3,485	62	11,892	13,300	14,356	6,706	110	25,894	27,302	28,358	12,830
36	5,002	6,410	7,466	3,588	63	12,174	13,582	14,638	6,830	120	29,194	30,602	31,658	14,270
37	5,176	6,584	7,640	3,690	64	12,456	13,864	14,920	6,954	130	32,494	33,902	34,958	15,712
38	5,350	6,758	7,814	3,792	65	12,737	14,145	15,201	7,077	140	35,794	37,202	38,258	17,152
39	5,524	6,932	7,988	3,894	66	13,018	14,426	15,482	7,200	150	39,094	40,502	41,558	18,594
40	5,698	7,106	8,162	3,996	67	13,300	14,708	15,764	7,323	160	42,394	43,802	44,858	20,034
41	5,979	7,387	8,443	4,119	68	13,582	14,990	16,046	7,446	170	45,694	47,102	48,158	21,476
42	6,260	7,668	8,724	4,242	69	13,864	15,272	16,328	7,569	180	48,994	50,402	51,458	22,916
43	6,542	7,950	9,006	4,366	70	14,146	15,554	16,610	7,692	190	52,294	53,702	54,758	24,358
44	6,824	8,232	9,288	4,490	71	14,427	15,835	16,891	7,815	200	55,594	57,002	58,058	25,798
45	7,105	8,513	9,569	4,613	72	14,708	16,116	17,172	7,938	300	93,214	94,622	95,678	42,188
46	7,386	8,794	9,850	4,736	73	14,990	16,398	17,454	8,062	500	173,074	174,482	175,538	77,058

※消費税及び地方消費税相当額（10%）を含んだ総額で表示しています。

A 水道メーターと検針

水道メーターは、いつも見やすく、きれいにしておきましょう。

水の使用量は、
正確にメーターに記録されます。

メーターの検針は、2カ月に1度検針員がお伺いします。
使用量は、今回指針から前回指針を引いたもので、「使用量のお知らせ」票に記入して検針の都度お渡しします。

メーターは月に1度は必ず点検しましょう。
漏水が早く発見できます。

メーターの不進行・破損等の異常や検診に関する不明な点は、上下水道局お客様センターまでお問い合わせください。

漏水の発券方法

家の中の蛇口を全部閉めます。
メーターの中にあるパイロットを見てください。
もし、パイロットが回っていたら、どこかで水が漏れていますので、早急に指定給水装置工事業者に連絡して修理してください。
(そのままにしておきますと、水道料金に影響してきます。)

水道メーターの読み方

水道メーターは、下図のような直読式が多く使われています。上部の白い数字を左から右へ読んでください。

※図の場合は、1,234立方メートルです。



※水道メーターは計量法で有効期間が8年と定められています。
有効期間満了を迎えるメーターは上下水道局で取り換えを行っています。

B 検針へのお願い

検針を能率よくするために、つぎのような点でみなさまのご協力をお願いします。

- 1** メーターボックスの中は、ときどき掃除をして清潔にしておきましょう。



- 3** 犬は、出入口やメーターボックスから離してつないでおいてください。



- 2** 家の増築等で、メーターが床下や屋内になるときは、指定給水装置工事業者に依頼して、屋外の見やすい場所に移してください。



- 4** メーターボックスの上には、物を置かないでください。



C 家庭の水道のしくみ

給水装置はあなたの財産です。

●給水装置とは

浄水場でつくられたきれいな水をお届けするために、道路に配水管という太い水道管が埋められています。この配水管から分かれて家庭の蛇口まで布設された給水管や、ビル、マンション等で貯水槽（受水槽）設備を持たず直接ポンプで蛇口まで給水する給水管を給水装置といいます。

●給水装置の維持管理と負担区分

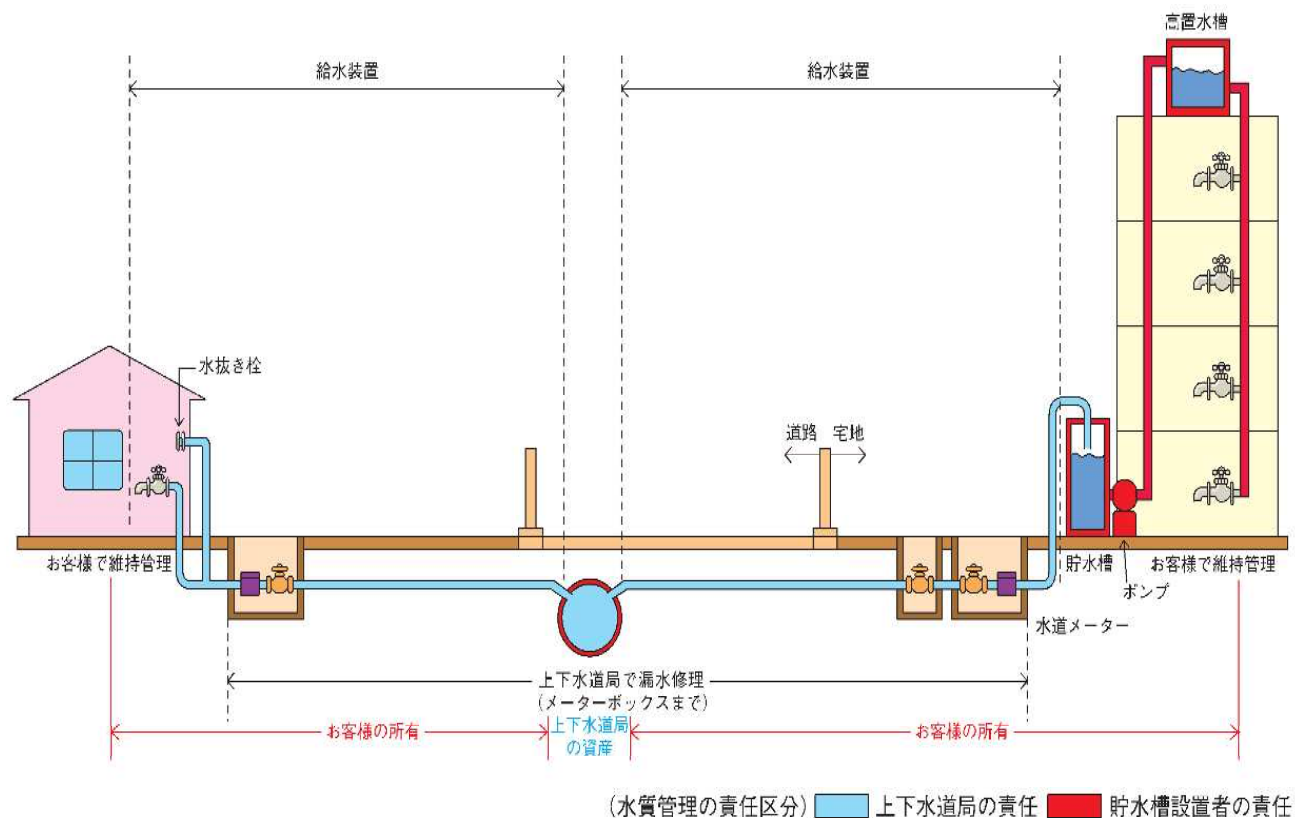
給水装置は、シャワー・湯沸器（給湯器）・浄水器等と同様にすべてお客様の資産です。日ごろお使いになる際には、定期的な点検を行うなどの正しい使用方法を守り、お客様自身で維持管理をお願いします。給水装置の維持・管理、新設、増設、改造、修繕、撤去などの費用は原則として所有者であるお客様の負担となります。

なお、水質管理につきましては、直結式給水の蛇口まで、貯水槽（受水槽）の入口までは上下水道局が管理しますが、貯水槽（受水槽）以降の水質管理については建物の所有者または管理者の責任になります。

貯水槽水道の管理の仕方について

- ・貯水槽水道の状況等について、定期的に点検を行ってください。
- ・貯水槽の清掃を1年以内ごとに1回行ってください。また周囲を常時清掃してください。
- ・水の色、濁り、臭い及び味等の検査や残留塩素の測定を1年以内ごとに1回行ってください。
- ・貯水槽水道に関しての変更、廃止等を行った場合には、上下水道局へ届け出てください。

9



10

D 水道の故障と応急手当のしかた

水道が故障したら

■すみやかに修理してください。

宅地内の水漏れなどは指定給水装置工事事業者へお申し込みください(有料)。
ただし、道路側からメーターボックスまでの宅地内漏水は上下水道局へ連絡してください。
※なお、メーターボックス本体については、個人で管理していただくものになりますので、修理については、指定給水装置工事事業者へ依頼してください。



こんなときはすぐ修理しましょう

■蛇口の水が止まらないとき

コマやパッキンを取り替えるとすぐに直ります。
コマやパッキンを取り替えても水が止まらないときは、指定給水装置工事事業者へ修理をお申し込みください。
※前月に比べて急に水道の使用量がふえたようなとき。 ※「水道のメーターと検針欄」を参照してください。



■水道メーターから道路側までの漏水

お客様宅地内で水道メーターから道路側までの間で漏水を発見したら、お手数ですがご連絡ください。
次の修理条件に同意していただくことにより上下水道局で修理いたします。
なお、修理は工事に伴う同意をいただいてからの作業になります。

○修理条件

- 1.修理箇所の掘削の承諾が得られること。
- 2.工事箇所に障害物がないこと。※障害物がある場合は、お客様のご負担で移動をお願いいたします。
- 3.修理箇所は特殊な仕上げ工事を伴わないこと。※特殊な工事はお客様負担となります。
- 4.修理に伴う復旧は、修理箇所のみであること。
- 5.修理に伴う植栽等の補償が発生しないこと。
- 6.不具合の見られる止水栓管やメーターボックスの購入費用はお客様負担となります。
- 7.一般住宅以外の建物及び漏水箇所の配管状況によっては、お客様負担となることがあります。
- 8.漏水が自然発生であること。※工事等により水道管を破損させてしまった場合は、原因者の費用負担となります。

■水洗便所などの水漏れ

水洗便所、ガス湯わかし器などから水が漏れているときは、指定給水装置工事事業者へ修理をお申し込みください。
(メーターボックスより建物側の修繕については上下水道局ではお取り扱いしません。)

応急手当のしかた

修理にお伺いするまでの間、
次のような応急手当をしておきましょう。



■ 丙止水栓(バルブ)をしめる

バルブを右にまわして水を止めてください。
なお、バルブはメーターボックスの中にあります。

※古いバルブにはしまりにくいものもあります。
そんなときは、無理にしめつけないでください。



■ 給水管から 水がふき出しているとき

破裂した部分にゴムテープかビニールテープをしっかりと
巻きつけ、針金かヒモでしばってください。そして、指定
給水装置工事事業者へ修理をお申し込みください。

E 出水不良とにごり水

水が出ない

■自分の家だけ水が出ない

- ・一般住宅の場合、止水栓（バルブ）が開いているか、隣近所はどうかを確認してからお問い合わせください。
- ・中高層ビルの場合、貯水槽やポンプの故障が考えられますので、点検してください。

■近所一帯で水が出ない

水道工事が突発事故の断水が考えられます。
突発事故以外で水を止めるときは、前もって広報車などでお知らせします。

■水の出が悪い

給水管の老朽化により、水が通りにくくなっているか、使用水量に比べて給水管が細すぎるときにおこります。指定給水装置工事事業者へ調査をお申し込みください。

にごり水（赤い水）が出る

水道工事や断水などのために、水道管の中を流れている水の速さや方向が変わったときに流れ出たものです。

白い水が出る

水の中に小さな気泡（空気）が入ったためです。しばらくそのままにしておくと澄んだきれいな水になります。

塩素のにおい

カルキ（塩素という殺菌用の薬）が入っているからです。
これは水が完全に殺菌されている証拠です。

朝一番の水道水を飲み水以外に使用しましょう

朝一番や、長い間留守にしたときの水道水を最初に使用する場合は、念のためしばらくの間、飲み水以外に使用することをおすすめします。

集中豪雨による浸水から、住宅に設置されている地下配水ポンプを守りましょう。

台風や集中豪雨によって地下が浸水すると、集合住宅の配水ポンプは止まり、水道水が供給されていても、断水する場合があります。断水したときは、あわてずに次の手順で対応してください。

1 ポンプの故障か、水道そのものの断水かを特定します。

- 道路や河川、下水から雨水があふれており、住まいの地下配水ポンプが浸水しているようだ。
- 停電したら水道が止まった。

上記いずれかに該当する場合は、ポンプを原因とする集合住宅内の断水が強く疑われます。管理組合等に連絡し、対応を依頼してください。上記以外は、上下水道局までご連絡ください。

2 ポンプ等の復旧見込みを、集合住宅の管理組合等に確認します。

3 緊急に水道水が必要な場合は、管理組合等に確認して集合住宅の「共用水栓」をお使いください。

4 共用水栓がない住宅等は、お風呂の水の貯め置きや飲料水の確保等、非常時に備えてください。

集中豪雨などからお住まいを守る方策を、事前に集合住宅の皆様で話し合ってみてください。

F 災害に備えて

災害の発生に備えての 水道水のくみ置き

- 1 密閉できる保存用容器を用意します。
(1人1日3リットル×3日分×人数分の量が入る本数)
2リットルの空きペットボトルなどが活用できます。
- 2 手をよく洗い、容器・フタを洗浄します。
- 3 水道水を容器の口いっぱいまで注ぎ、フタをしっかりと締めてください。
- 4 マジックで日付を書き、暗い場所に保管してください。

*この状態で、3日間は直接飲用できます。

*家庭用浄水器を通した場合は塩素がないので毎日くみかえてください。

*ポリタンクなどに水洗トイレを流すための水を備えておくことも大切です。



指定給水所一覧 地震などの災害時に、臨時の給水所を開設して水をお配りします。

地区No	指定給水所	所在地	地区No	指定給水所	所在地		
中央地区	1	本町小学校	本町2-4-6	吉木地区	20	上青木中学校	上青木西3-9-1
	2	幸町小学校	幸町3-8-33		21	幸並中学校	西青木2-3-53
	3	舟戸小学校	舟戸町2-1		22	川口市立高等学校	上青木3-1-40
	4	南中学校	舟戸町2-3		23	県立川口工業高等学校	南前川1-10-1
横曽根地区	5	仲町小学校	西川口5-6-1	24	※体育武道センター	西青木5-3-4	
	6	飯塚小学校	飯塚2-11-1	25	元郷小学校	元郷6-2-1	
	7	飯仲小学校	南町2-3-1	26	元郷南小学校	元郷2-15-20	
	8	並木小学校	並木1-24-1	27	十二月田小学校	朝日1-11-1	
	9	原町小学校	飯塚町6-50	28	朝日西小学校	朝日4-17-12	
	10	西中学校	宮町16-1	29	朝日東小学校	朝日5-15-1	
	11	仲町中学校	西川口2-16-1	30	領家小学校	領家3-14-1	
	12	(旧)市立泉陽高等学校	並木1-26-1	31	東領家小学校	東領家3-5-9	
青八地区	13	上青木小学校	上青木西3-9-25	32	十二月田中学校	朝日1-11-3	
	14	青木北小学校	西青木1-1-1	33	元郷中学校	東領家1-8-3	
	15	前川小学校	本前川2-11-1	34	領家中学校	領家2-11-15	
	16	前川東小学校	前上町10-1	35	(旧)市立川口高等学校	朝日5-9-18	
	17	上青木南小学校	上青木1-6-43	神根地区	36	神根小学校	道合1111
	18	青木中央小学校	中青木2-21-5		37	神根東小学校	石神1440
	19	青木中学校	青木5-1-1		38	根岸小学校	安行領根岸113

F 災害に備えて

指定給水所一覧 地震などの災害時に、臨時の給水所を開設して水をお配りします。

地区	No	指定給水所	所在地	
津塚地区	39	在家小学校	安行領在家323	
	40	木曾呂小学校	大曾呂382-2	
	41	北中学校	道合364-2	
	42	寺川中学校	安行領枝岸374-1	
	43	在家中学校	安行領在家272	
	44	神根中学校	石神1515-1	
	45	県立川口高等学校	新井宿963	
	46	県立川口北高等学校	大曾呂1477	
	新郷地区	47	県立川口清陵高等学校	和戸520-1
		48	新郷小学校	東本郷1313
49		新郷東小学校	壺361	
50		東本郷小学校	東本郷630	
51		新郷南小学校	江戸3-12-1	
52		東中学校	東本郷2-20-47	
53		榎松中学校	榎松2-10-1	
芝地区	54	芝小学校	芝5218	
	55	芝西小学校	芝西2-20-3	
	56	芝南小学校	芝3-17-1	
	57	芝富士小学校	芝富士2-17-1	

地区	No	指定給水所	所在地
津塚地区	58	教育研究所芝園分室 【(旧)芝園小学校】	芝園町3-17
	59	柳崎小学校	柳崎4-4-1
	60	芝楓ノ爪小学校	芝楓ノ爪2-10-48
	61	芝中央小学校	芝高木2-9-1
	62	芝東中学校	芝東町3-1
	63	芝西中学校	芝塚原1-11-13
	64	芝中学校	芝6330
	65	小谷場中学校	小谷場1156
	66	(旧)芝園中学校	芝園町3-8
	67	※芝スポーツセンター	芝高木2-12-52
安行地区	68	安行小学校	安行原2020
	69	慈林小学校	安行慈林356
	70	安行東小学校	安行出羽4-1-1
	71	安行中学校	安行原2221
戸塚地区	72	安行東中学校	安行34
	73	戸塚小学校	戸塚3-13-55
	74	戸塚南小学校	戸塚南4-10-1
	75	戸塚東小学校	戸塚東2-18-20

地区	No	指定給水所	所在地	
戸塚地区	76	戸塚北小学校	東川口3-12-1	
	77	差間小学校	差間430	
	78	戸塚緑瀬小学校	藤兵衛新町239-1	
	79	戸塚中学校	戸塚鉄町3-1	
	80	戸塚西中学校	西守野1000	
	81	県立川口東高等学校	長蔵3-1-1	
	鳩ヶ谷地区	82	桜町小学校	桜町2-12-10
		83	鳩ヶ谷小学校	鳩ヶ谷本町1-6-3
		84	里小学校	里645-1
		85	辻小学校	南鳩ヶ谷7-22-1
86		中居小学校	南鳩ヶ谷2-1-1	
87		南鳩ヶ谷小学校	南鳩ヶ谷5-20-1	
88		鳩ヶ谷中学校	鳩ヶ谷本町4-8-5	
89		里中学校	里621	
90		八幡木中学校	八幡木1-26-1	
91		県立鳩ヶ谷高等学校	里225-1	
92		※鳩ヶ谷スポーツセンター	三ツ和3-21-1	
93		※鳩ヶ谷武道場	鳩ヶ谷△町1-12-19	

※印のついた4施設は二次的避難所であるため、避難所として開設され次第、緊急給水を実施します。
令和3年1月1日現在

G 給水装置工事 (1) 市内地区別指定給水装置工事業者一覧表

給水装置工事について

家庭の水道工事

■給水装置の新設、増設、改造、修理などは、必ず市の指定給水装置工事業業者へ依頼してください。

■市の指定給水装置工事業業者以外に工事を依頼しますと、その工事は無届け工事となり、市の給水条例によって水を止められたり、過料を科せられたりすることもありますので、ご注意ください。

■工事の費用は、皆さまのご負担になります。

■市外指定給水装置工事業業者については、川口市上下水道局ホームページに掲載されています。
(<http://www.water-kawaguchi.jp/>)

地区	工事業業者名	電話番号	所在地
川口	㈱ヤザキシンメイ	048-222-2600	本町2-2-15
	㈱川口水道	048-222-3008	本町4-13-3-107
	㈱テラテック	048-259-5110	栄町3-11-7
	池田商會	048-222-2201	金山町8-16
	㈱埼京デンキセンター	048-252-6673	幸町1-14-13
横川	㈱池口水道工業所	048-251-3208	川口5-16-26
	高野設備	048-252-5580	川口6-2-9-110
	㈱美達建設	048-257-3532	西川口1-29-3
	㈱ユニバック	048-258-6991	西川口2-7-1
	㈱幸土木	048-253-0112	西川口3-7-33
	㈱浅倉水道	048-252-6820	仲町18-5
	井出水道	048-251-7761	南町2-6-54
	㈱鈴木設備	048-255-5161	柳町4-3
	㈱アルファー企画	048-444-8890	並木2-34-8
	㈱グンエイ 川口支店	048-446-6004	並木3-17-3
青木	㈱S.P.G	048-240-0311	並木4-16-7
	㈱長澤設備	048-256-4337	青木1-16-14
	㈱岸土木	048-253-2384	青木2-9-29
	㈱崎崎建築	048-252-4551	青木2-14-7
	㈱米川工業	048-251-7943	青木3-19-10
	㈱青木水道	048-251-5732	青木3-27-13
	㈱山下水道工業所	048-255-5408	青木4-17-26
	㈱芝川興業	048-252-1078	中青木3-19-24
	㈱須袋水道	048-255-2783	上青木西1-7-24
	㈱藤川設備	048-260-6535	上青木西2-4-31
八郷	㈱サン設備	048-269-1594	上青木西3-6-34
	大杉建設	048-265-6146	上青木西5-13-21
	ダイソウ設備	048-465-8251	上青木西5-23-19 棟22番
	㈱中村設備	048-267-2550	上青木西5-17-6
	㈱ハウジーノ	048-264-1790	上青木西5-23-20
	㈱かなか中村水道店	048-251-4509	上青木1-1-6
	㈱JWSマルチカ	048-250-6780	上青木1-21-12

地区	工事業業者名	電話番号	所在地	
青木	㈱ゼロハン	048-250-0808	上青木1-21-22	
	㈱大木設備	048-262-1612	上青木2-2-15	
	野中設備工業	048-261-9323	上青木2-8-19	
	協和設備	048-234-2118	上青木3-12-4	
	福原水道工業所	048-269-6117	上青木4-9-7	
	㈱エースケー	048-261-1201	上青木4-16-38	
	㈱パワコンソリューションズ	048-264-1110	上青木4-16-38	
	かつば工業	048-266-2488	上青木5-2-3	
	前川	㈱マルサン設備	048-255-8227	前川1-4-3
		杉田水道	048-267-0610	前川2-3-15
㈱野島工業		048-266-5484	前上町19-6	
㈱浅倉設備		048-265-7648	前川2-41-12	
㈱青森設備工業		048-268-2352	前川2-44-24	
㈱梅沢水道		048-265-7739	前川3-17-9	
㈱浅正水道		048-266-3838	前川3-26-8	
ケーススタイル		090-5438-8552	前川3-28-20	
両平		㈱アライエンエンジニアング	048-223-8731	朝日1-10-8
		利根川水道工業	048-225-0633	朝日4-14-2
	㈱Par Ti Familia	048-234-7368	朝日5-9-22	
	㈱和泉水道工業所	048-223-8584	末広2-8-3	
	㈱谷野水道工業所	048-222-3291	元郷3-23-26	
	㈱カタノ	048-222-5260	元郷5-9-13	
	㈱建栄ハウジング	048-228-2828	元郷5-13-11	
	㈱片野設備工業	048-222-6795	元郷6-3-19	
	システムソリューションズ	048-450-7125	弥平2-5-14	
	信家水道	048-224-8521	東領家1-12-16	
新郷	小宮山件設備株式会社	048-222-5715	東領家2-11-16	
	㈱上藤建設	048-223-6875	領家1-1-19	
	川口試錐工業	048-222-4767	領家1-5-12	
	㈱ヤハギ水道	048-223-3766	領家3-3-19	
	㈱本設備工業	048-282-4321	大字赤井1104	
大同管工設備	048-281-2967	大字栗木郷906		

令和3年1月1日現在

給水装置工事 (2)

地区	工事業者名	電話	所在地	
新	株式会社 新 柳 興 産	048-284-3123	大字東本郷965	
	安 田 水 道	048-281-6642	大字東本郷1389-6	
	柳 オカノ 設 備	048-286-3148	大字前野宿39-7	
	柳 志村水道設備	048-286-5554	大字前野宿40-1	
	柳 F A S T	048-287-3985	大字大竹213-6	
	柳 荒 川 設 備	048-297-8999	大字峯810-12	
	柳アクアフレンド	048-287-3107	大字峯847-18	
	柳 大 樹	048-298-5557	大字峯935	
	柳アライズエンジニア	048-295-4654	大字峯1200-6	
	ア イ 設 備	048-291-2177	大字峯1271-5	
	柳 翔 栄 設 備	048-437-1597	大字峯1343-15	
	柳 遠 設 備	048-283-6544	大字新堀357-7	
	柳 部 設 備	048-297-6021	大字新堀1096-19	
	佐 竹 設 備	048-283-0522	赤井4-10-18	
	柳ABC総合サービス	048-286-6181	赤井4-24-1	
	郷	柳 彦 忠 土 木	048-285-2217	江戸1-9-20
		柳 言 士 土 木 興 業	048-281-3180	江戸1-16-52
鹿谷工業(株)埼玉支店		048-285-1711	江戸3-5-3	
柳大洋管工設備		048-287-0035	江戸3-17-11	
柳ノカムラ水設		048-280-6660	江戸袋1-7-21	
柳 ヒ ラ オ カ		048-281-0822	江戸袋1-10-10	
柳 村 石 組		048-281-3667	東本郷1-9-47	
柳エタカ工業(株)川口支店		048-284-9585	東本郷2-4-18	
川 村 興 業		048-452-4039	東本郷2-10-4	
柳 皆 倉 工 業		048-283-4301	榛松2-16-15	
神	柳 河 辺 工 務 所	048-283-1333	榛松2-30-15	
	柳 木 原 管 工	048-229-0330	大字安行額根岸852-8	
	柳 友 好 設 備	048-287-0666	大字安行額根岸1167	
	テ イ 工 業	048-282-6840	大字安行額根岸1845-16	
	柳 安 倍 物 産	048-282-3135	大字安行額根岸2559-17	
	大 五 興 業 設 備	048-283-4100	大字道合24-2	
	柳 小 池 設 備 工 業	048-281-1000	大字道合136	

地区	工事業者名	電話	所在地
神	柳 三 郎	048-281-1091	大字道合136
	柳 田 建 設 工 業 株	048-285-1891	大字道合305
	柳 櫻 原 商 店	048-282-3170	大字神戸10-1
	柳 日 東 タ ナ カ	048-295-4235	大字木曾呂374-11
	柳 鈴 木 水 道	048-290-5888	大字木曾呂406-3
	柳 正 力 設 備	048-296-8978	大字木曾呂829-5
	柳 福 良 建 設	048-296-8329	大字東内野461-7
	カワヒロ設備工業株	048-234-3009	大字浜左衛門新田203-51
	柳 共 進 住 設	048-296-5014	大字浜左衛門新田317-3
	横 山 設 備	048-297-7928	大字石神1900-12
	柳 ア ー シ ン	048-229-2349	大字新井宿557
	東 郷 工 業 株	048-267-4511	柳崎9-12
	芝	柳 木 工 業	048-265-5574
柳 三 和 興 業		048-266-3201	大字芝5373-25
柳 雅 工 業		048-269-1611	大字芝7028-34
柳 清 宮 水 道		048-265-0340	大字小谷場50
共栄水道サービス		050-5359-0428	芝中田2-31-24-301
ト ー オ ー ケ ー 株		048-263-4125	芝下1-4-11
シマダ企画建設		048-266-8000	芝下1-15-6
柳 渡 辺 設 備		048-265-9021	芝下2-25-3
柳 誠		048-261-1190	芝下3-38-27
柳 山 中 建 設		048-266-0714	芝2-8-20
柳 安 藤 設 備 工 業		048-268-5090	芝4-12-11
柳 入 石 水 道 設 備 工 業		048-268-6888	芝船ノ爪1-2-12
南 岸 玉 水 道 セ ン タ ー		048-261-9089	芝高木2-10-31
茂 木 設 備		048-424-4170	芝宮根町11-2
柳 小 泉 住 設	048-261-2151	芝真町8-1	
柳 島 川 設 備 工 業	048-265-5555	芝西2-27-16	
小 林 工 業	048-261-3768	芝西2-30-13	
柳 大 一 工 業	048-423-8428	柳崎1-19-17	
柳 西 野 水 道	048-267-6494	柳崎2-4-8	
ひまわり水道サービス	048-423-0397	柳崎2-11-11	

令和3年1月1日現在

給水装置工事 (3)

地区	工事業者名	電話	所在地	
芝	衛 機 部 設 備	048-269-0352	柳崎2-25-31	
	ワタナベ住設	050-1435-4245	柳崎3-5-16	
	中原建設㈱	048-269-3310	柳崎5-2-33	
	エフシー・ナービス㈱	048-468-0928	柳崎5-17-3	
安	衛 和 光 工 業	048-296-0960	大字安行原120-3	
	衛 申 工 業	048-242-3751	大字安行原930-76	
	昭栄大アーク総合設備	048-298-5648	大字安行原2477-13	
	埼玉水道センター	048-290-7866	大字安行原2527-2	
	a i 住 設	0120-447-109	大字安行朝家1190-6	
	衛 タイコウ設備	048-296-5711	大字安行藤林50-9	
	衛 マ ス ヤ	048-287-1053	大字安行藤林749-3	
	宇 田 庄 園	048-290-2066	大字安行104	
	山中土建業㈱	048-295-1890	大字安行吉岡1344	
	衛 人 久 保 設 備	048-287-3124	大字安行吉岡1566-32	
	邦 栄 建 設 ㈱	048-288-8800	大字安行吉岡1570-6	
	衛 名 越 建 設 興 業	048-296-9591	大字安行藤八280-1	
行	衛 創 栄	048-297-2174	大字安行藤八339 小橋ビル	
	衛 スズキ住設	048-290-3680	大字安行吉蔵1-18	
	衛 小 山 田 設 備	048-297-2111	大字安行北谷580	
	飯 田 設 備 工 業	048-298-3347	大字安行北谷644-7	
	衛 川 島 工 業	048-299-8177	大字安行小口454-1	
	衛 竹 内 設 備	048-294-2415	安行出羽2-5-23	
	戸	今 津 建 設 ㈱	048-295-6426	大字西立野672
		衛 高 津 建 設 興 業	048-296-0238	大字西立野902
		衛 早 船 商 会	048-295-1189	大字差間346-1
		尾 関 設 備 工 業	048-294-2358	東川口4-11-2-303
		トミタ設備工業㈱	048-296-3653	東川口5-3-12
		新上エンジニアリング㈱	048-234-0750	東川口6-18-15
塚	和建設業協同組合	048-229-0752	北原台1-26-14	
	衛 早 船 設 備	048-296-1261	北原台2-18-7	
	衛 新 光 工 業	048-229-6823	北原台3-16-9	
	衛 修 和	048-294-9000	北原台3-16-38	
	衛 長 堀	048-290-0440	戸塚1-13-22	

地区	工事業者名	電話	所在地	
戸	衛 アクトデザイン	048-295-0021	戸塚2-27-1	
	城 西 建 設 ㈱	048-294-9320	戸塚4-32-26	
	衛 アイエム松野レービス	048-295-8630	戸塚5-8-42	
	衛 スターライト工業	048-294-3966	戸塚5-9-33	
	衛 古 谷 設 備	048-295-5052	戸塚東4-35-18	
	衛 ヲウキ設備	0120-92-3919	差間1-10-21	
	啓 石 建 設 ㈱	048-297-8641	差間2-18-9	
	衛 ノ タ バ 設 備	048-294-1051	差間2-18-3	
	衛 浅 倉 ポンプ店	048-296-1986	差間3-11-12	
	佐 藤 設 備	048-294-7499	差間3-11-23	
	日 京 工 業 衛	048-294-1661	戸塚南2-5-1	
	敷 山 水 道	048-229-7769	戸塚南3-9-23	
堀	衛 山 光 工 業	048-286-3390	坂下町2-16-26	
	衛 崎 新 管 二	048-286-1531	大字辻673-7	
	衛 中 央 設 備	048-281-0374	大字辻990	
	き さ ら き 設 備	048-286-2085	大字里170-1	
	衛 牛 込 商 店	048-281-5801	大字里1069-6	
	衛 渡 辺 水 道 工 業 所	048-281-3540	大字里1011-10	
	河 建 工 業 衛	048-285-8831	大字里1021-1	
	衛 山 内 設 備	048-284-3008	大字里1527-32	
	衛 吉 澤 設 備	048-299-5216	堀ヶ谷木町3-13-5	
	鐵 江 水 道 工 事 店	048-281-6669	堀ヶ谷木町3-17-2	
	谷	大 冠 設 備 衛	048-283-1416	堀ヶ谷緑町2-1-15
		衛 飯 塚 設 備	048-286-7200	南堀ヶ谷2-8-22
中 村 商 店 衛		048-284-7531	南堀ヶ谷3-16-17	
衛 中 島 水 道		048-281-1140	南堀ヶ谷6-6-13	
衛 ノ ジ ノ 設 備		048-285-1296	南堀ヶ谷7-2-4	
衛 明 立		048-283-7639	南堀ヶ谷7-5-4	
衛 小 野 工 業 所		048-283-1607	南堀ヶ谷7-19-2	
小 峰 設 備		048-285-2018	南堀ヶ谷7-29-11	
衛 美 興 業		048-284-1989	八幡木1-7-13	
衛 小 原 住 興		048-284-2298	八幡木2-8-18	
山 岸 設 備		048-283-8209	三ツ和3-10-2	

水道についてのお問い合わせ先

内容	担当	連絡先	場所	業務時間
<ul style="list-style-type: none"> ●水道の使用開始・中止 ●水道使用者の名義変更 ●使用水量・水道料金について ●料金の軽減について 	お客様センター	電話 048-250-3871 FAX 048-252-5156	川口市上下水道局 お客様センター 川口市並木3-9-1 第2永新ビル2F	平日：午前8時30分～午後7時 土・日：午前9時00分～午後5時 ※視口及び12月23日～1月3日はお休みとなります。
<ul style="list-style-type: none"> ●指定給水装置工事業者に関すること ●給水装置所有者の名義変更 	上水道維持課 審査係	電話 048-258-4132 内線243、245、256 FAX 048-254-9541	川口市上下水道局 川口市青木5-13-1	平日：午前8時30分～午後5時15分まで ※土日、祝日及び年末年始はお休みとなります。
<ul style="list-style-type: none"> ●漏水の防止・修理について ●消火栓について ●水の出が悪いとき ●水がにごるとき 	上水道維持課 維持係	電話 048-258-4132 内線246～9、238、268 FAX 048-254-9541		
<ul style="list-style-type: none"> ●災害時指定給水所について 	上下水道総務課 庶務係	電話 048-258-4132 内線212、213 FAX 048-256-4871		

■川口市上下水道局・川口市上下水道局お客様センター案内図



●案内図

川口市上下水道局

JR西川口駅東口から徒歩25分または、国際興業バス4番乗場「鳩ヶ谷公園住宅行」、同3番乗場「慈林經由東川口駅南口行」または、「慈林經由鳩ヶ谷車庫(赤山)行」いずれも「オートレース場裏」下車

※バス路線は変更になることがあります。

川口市上下水道局お客様センター

JR西川口駅東口から徒歩5分

川口市上下水道局

〒332-8501 川口市青木5-13-1

業務時間内の連絡先等は

Tel 048-258-4132 Fax 048-256-4871

〈平日 午前8時30分～午後5時15分まで〉

業務時間外の連絡先等は

フリーダイヤル 0120-641-119

〈午後5時15分～午前8時30分まで〉

〈土曜日、日曜日、祝日(漏水など緊急を要する場合)〉

令和3年1月1日発行